



愛媛県南予地域 医師確保 奨学金制度

【しおり】



MEDICAL SCHOLARSHIP PROGRAM

愛媛大学
医学部
医学科生対象



公益財団法人
南予医療振興財団

〒790-0012
愛媛県松山市湊町6丁目1番地2
四国電力ビル2階

TEL: 089-910-1340
www.nanyo-msp.jp



はじめに

制度の概要

01

公益財団法人 南予医療振興財団

南予医療振興財団(以下「当財団」という)は、医師を養成する愛媛大学医学部、八西地区の中核病院である市立八幡浜総合病院、および四国電力株式会社が連携を図り、愛媛県八西地区(八幡浜市および西宇和郡伊方町)を中心とした南予地域の医療を担う医師を確保し、同地域の医療の充実および万一の原子力災害に備えた医療体制の整備を図ることを目的に、愛媛大学医学部医学科生を対象に奨学金事業を行う公益財団法人です。

当財団の設立の目的については、末尾「設立趣意書」を参照してください。

なお、当財団は令和2年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

当財団の愛媛県南予地域医師確保奨学金制度は、将来、愛媛県八西地区を中心とした南予地域の医療機関において医師として勤務し、同地域の医療の充実・発展に貢献しようとする意欲に富んだ医学生に対して、その修学に必要な資金を当財団が貸与することにより支援・助成する制度です。

貸与を受けた医学生が、愛媛大学医学部を卒業後3年以内に医師免許を取得し、7年間(臨床研修期間2年間を含む)を当財団が指定する南予地域を中心とした医療機関で勤務すると、奨学金の返済が全額免除されます。

1. 対象者および人数

愛媛大学医学部医学科生 2名/年

※ 愛媛県出身者のみならず、全国の方を対象とします。ただし、同種の奨学金等を受けている方は対象となりません。

※ 新入生からの貸与開始を原則といたしますが、在学生(2~6年生)についても申請可能です。

※ 応募状況等により、2名を超えて貸与する場合があります。

※ 年齢制限は、ありません。

※ 奨学生は、申請書類の審査および面接により決定します。

2. 奨学金貸与額

150,000円/月(1年生時から貸与開始の場合)

180,000円/月(2年生時から貸与開始の場合)

200,000円/月(3~6年生時から貸与開始の場合)

3. 貸与期間

(a) 新入生

貸与期間は、入学月から愛媛大学医学部を卒業する月まで(6年間)となります。

(b) 在学生（２～６年生）

貸与期間は、奨学金貸与契約を締結した日の属する年度の４月から愛媛大学医学部を卒業する月までとなります。

4. 申請方法

(a) 新入生および在学生（２～６年生）

「奨学金申請書」により申請します。

募集期間は２月２１日から４月２０日（申請書類の必着）とします。

ただし、新入生は入学手続き完了後に申請となります。

(b) 募集期間を延長した場合

「奨学金申請書」により申請します。

締切は、偶数月の２０日（申請書類の必着）とし、最終は１２月２０日とします。

5. 貸与方法

(a) 新入生および在学生（２～６年生）

２ヶ月分（当月および翌月分）をまとめて４月、６月、８月、１０月、１２月、２月に貸与（口座振込）します。初回貸与分は、４ヶ月分（４～７月分）をまとめて６月に貸与（口座振込）します。

(b) 募集期間を延長した場合

奨学金貸与契約を締結した日から、８月、１０月、１２月、２月のうち至近に到達する月に、その年度の４月から当該月翌月分までをまとめて貸与（口座振込）し、以降は（a）新入生および在学生（２～６年生）の例になります。

6. 貸与の休止

奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）が休学、停学、留年したときは、当該日の属する月の翌月から、復学または進級した日の属する月まで奨学金の貸与は行いません。

7. 貸与の取消し

奨学生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、奨学金の貸与を取り消します。

- ・ 貸与対象者でなくなったとき。
- ・ 心身の故障のため愛媛大学医学部の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・ 学業成績および素行が著しく不良となったと認められるとき。
- ・ 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・ その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※ 奨学金の貸与が取り消された場合には、奨学金全額を一括して返済する必要があります。ただし、奨学生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金を返済することが困難であると認められる場合には、その理由が継続する期間、奨学金の返済債務の履行が猶予される場合があります。

奨学金の 返済免除について

02

貸与期間終了後、奨学金が次の1～3のいずれかに該当する場合には、奨学金の返済が免除になります。

1. 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、奨学金の返済が免除になります。

- ① 愛媛大学医学部を卒業後3年以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許の取得後、直ちに愛媛大学医学部附属病院の研修プログラムにより臨床研修に従事すること。
- ③ 当財団が指定する指定医療機関において医師としての業務に従事した期間の合計が7年に達すること（臨床研修期間2年間を含む）。

《卒業後の勤務例》

指定医療機関※1に勤務【義務期間：7年間】		
2年間 臨床研修	3年間 専門研修※2	2年間
愛媛大学医学部 附属病院の 研修プログラム	愛媛大学医学部附属病院の 研修プログラム	南予地域の医療機関での勤務 市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関（伊方町の診療所含む）での勤務が原則※3

※1 指定医療機関とは、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院（野村診療所含む）および、西宇和郡伊方町の診療所などを指します。

※2 専門研修（3年間）は、臨床研修修了後、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受けます。なお、専門研修期間中における愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院および愛媛県立中央病院での勤務は原則2年以内としますが、専攻する科の条件等により財団がやむを得ないと認めた場合は3年間の全てを同病院にて勤務可とし、義務期間に含めます。また、専門研修期間が4年間以上あり、4年目以降を南予地域の医療機関で受ける場合はこれを義務期間に含めます。

専門研修期間中は、指定医療機関に勤務しながら各種専門医の資格取得を目指します。特に、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科、総合診療科、整形外科を専攻することが推奨されます。

なお、専攻した領域の専門研修期間が4年以上あり、指定医療機関以外での研修が必要である奨学生、或いは専門研修後にスキルアップを図りたい奨学生については、原則3年を限度に指定医療機関以外での研修を受けることを認めることとし、奨学生のキャリア形成を支援します。この場合、指定医療機関以外での研修期間は、業務従事期間（7年間）に算入されず、義務期間については、後年度に繰り延べられます。

※3 専門研修修了後の2年間は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関〔市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院（野村診療所含む）〕での勤務を原則とします。また、この期間においては、西宇和郡伊方町の診療所勤務となる場合があります。

西予市立西予市民病院（野村診療所含む）



奨学生は、業務従事期間中においても、指定医療機関（勤務先）での業務等に支障のない範囲で、愛媛大学大学院医学系研究科（博士課程）の社会人大学院生制度を活用することができます。

卒業後の勤務配置については、各種専門医（内科、外科等）の資格取得を考慮したプログラムを検討しております。

2. 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

指定医療機関において医師の業務に従事する期間中、業務上の事由により死亡したとき、または、業務に起因する心身の故障のために業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返済の債務が免除されます。

3. 返済が免除される事由の発生による場合【全額または一部免除】

死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関の医師としての業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返済の債務の全部または一部が免除されます。

※返済免除要件を満たし、返済免除を受けようとする場合は、速やかに「奨学金返済債務免除申請書」および関係書類を提出する必要があります。

指定医療機関以外での専門的な研修等（原則３年を超えない範囲で、代表理事が認めるものに限り）を受けている期間は、返済猶予を受けることができます。

返済免除要件に該当しない限り、奨学金を返済する必要がありますが、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返済することが困難であると認められる場合は、その理由が継続する期間、奨学金の返済猶予を受けることができます。

奨学金の 返済について

04

返済免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた奨学金全額を一括して返済しなければなりません。

1. 返済しなければならない場合

- ① 奨学金の貸与が取り消されたとき。
- ② 愛媛大学医学部を卒業後3年以内に医師免許を取得できなかったとき。
- ③ 医師免許を取得後、直ちに愛媛大学医学部附属病院において臨床研修を開始しなかったとき、または中止したとき。
- ④ 臨床研修の修了後直ちに指定医療機関の医師としての業務に従事しなかったとき、または従事しなくなったとき。
- ⑤ 業務外の事由により死亡したとき。(申請により、返済が免除または猶予される場合があります。)
- ⑥ 業務に起因しない心身の故障のため指定医療機関の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき(申請により、返済が免除または猶予される場合があります)。
- ⑦ その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2. 返済額

返済額は、貸与を受けた奨学金の全額になります。

3. 返済期日

返済事由が発生したときは、代表理事が定める日までに一括して返済しなければなりません。

4. 返済利息

無利息とします。

5. 延滞利息

正当な理由なく奨学金を返済すべき日までに返済しなかったときは、返済すべき日の翌日から返済日までの日数に応じて、返済すべき額について年15パーセントの延滞利息を支払わなければなりません。

問い合わせ先

05

公益財団法人 南予医療振興財団

〒790-0012 松山市湊町6丁目1番地2
四国電力ビル2階

TEL:089-910-1340・FAX:089-910-1339

E-mail:info@nanyo-msp.jp

www.nanyo-msp.jp



設立趣意書

06

一般財団法人 南予医療振興財団 設立趣意書

愛媛県の医師数の現状をみると、県全体では人口当たりの医師数が全国平均を上回っているものの松山地区に集中しており、県内他地域では、全国平均を下回り、医師不足の解消、地域偏在の是正が大きな課題となっている。

こうしたなか、愛媛県八西地区（八幡浜市および伊方町）においては、今後さらに過疎化・高齢化・少子化の進展が予想される状況下で、慢性的に医師が不足しており、改善を図ることが必要である。

なお、伊方町における入院治療を要する医療体制は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の総合病院に依存する形となっており、また、市立八幡浜総合病院は、国から原子力災害拠点病院に指定されている。

こうしたことから、医師を養成する愛媛大学医学部、八西地区の中核病院である市立八幡浜総合病院、および四国電力株式会社が連携を図り、八西地区を中心とした南予地域の医療を担う医師を確保し、同地域の医療の充実および万一の原子力災害に備えた医療体制の整備を図ることを目的に、愛媛大学医学部医学科生を対象に奨学金貸与事業を行う南予医療振興財団を設立する。

平成30年9月25日

一般財団法人 南予医療振興財団
設立代表者 四国電力株式会社

愛媛県南予地域の医療の未来を支える

あなたの力を応援します

MEDICAL
SCHOLARSHIP
PROGRAM



公益財団法人
南予医療振興財団